

八五番地	八五番地	十二月一日
------	------	-------

千葉県告示第八百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 解除予定保安林の所在場所

長生郡一宮町一宮字物見台二三八番二、二三八番一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

千葉県告示第八百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 解除予定保安林の所在場所

長生郡白子町刺金字川岸二七二〇番一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を千葉県農林水産部森林課及び白子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第八百四十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区については平成十八年十二月二日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成二十二年十二月一日付で消滅した。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

海匝加入区

千葉県告示第八百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、柏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

柏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

柏都市計画区域の区域

千葉県告示第八百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、柏都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

柏都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

柏市若白毛字新山、字中清水、字上清水、字西新山、字東新山、字後原、字宮原及び字遠清水、大島田字向峠、字東田、字宮後原及び字溜台、岩井字宮後原並びに箕輪字宮後原の各一部の区域

千葉県告示第八百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、柏都市計画用途地域を次のとおり変更した。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

柏都市計画用途地域

二 都市計画を定める土地の区域

柏市正連寺字前谷、字屋敷内、字内山、字出山及び字南谷、若柴字大割、字原山、字馬具山及び字入谷津、十余二字翁台、字翁原及び字下大塚、若白毛字新山、字中清水、字上清水、字西新山、字東新山、字後原、字宮原及び字遠清水、大島田字向峠、字東田、字宮後原及び字溜台、岩井字宮後原並びに箕輪字宮後原の各一部の区域

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関について次のとおり変更届があった。

平成22年12月3日

千葉県公安委員会委員長 福田 康一郎

特定講習の種別	指定講習機関の名称	変更に係る事項			変更年月日
		指定講習機関の名称及び代表者の氏名並びに事務所の名称	変更前	変更後	
普通免許に係る初心者講習	松尾自動車教習所	指定講習機関の名称及び代表者の氏名並びに事務所の名称	山武市宮松尾自動車教習所	株式会社十九里自動車教習所	平成22年10月1日
		椎名 千収	松尾自動車教習所	菅原 實	

千葉県公安委員会告示第48号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を認定した。

平成22年12月3日

千葉県公安委員会委員長 福田 康一郎

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者教育に使用する施設名称及び所在地	運転免許取得者教育の課程の区分	運転免許取得者教育の課程の名称	認定年月日
-------------------------------	-------------------------	-----------------	-----------------	-------

株式会社市川自動車教習所 船橋市藤原一丁目3番1号 目35番1号 保戸田 泰夫	市川自動車教習所 船橋市藤原一丁目3番1号	運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第1条第3号に掲げる課程	高齡運転者教室1及び高齡運転者教室2	平成22年10月18日
		認定規則第1条第6号に掲げる課程	更新時講習教室、高齡運転者教室1及び高齡運転者教室2	〃

千葉県公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者教育の認定について次のとおり変更届があった。

平成22年12月3日

千葉県公安委員会委員長 福田 康一郎

運転免許取得者教育の課程の区分	運転免許取得者教育に使用する施設名称	変更に係る事項	変更年月日
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第1号、第3号及び第6号に掲げる課程	松尾自動車教習所	名称及び住所並びに代表者	
		変更前	
		山武市 山武市殿台296番地	
		椎名 千収	
		山武市宮松尾自動車教習所	
		株式会社	

表者の氏名並びに施設の名		変更後		九十九里自動車教習所	平成 22 年 10 月 1 日
山武郡九十九里町藤下 7 番地 7 番地		菅原 實		松尾自動車教習所	

公 告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し
 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。
 平成二十二年十二月三日

名 称	所在地	取消年月日
南総石油株式会社 代表取締役 小泉春實	南房総市市部一五八番地	平成二十二年九月三十日

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。
 平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄 治

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 NPO 法人みらい工房
 - 2 代表者の氏名 平井ゆり子
 - 3 主たる事務所の所在地 千葉市緑区菅田町一丁目三七三番地一
- 三 定款に記載された目的 この法人は、障害をお持ちの方々に対して社会福祉に関する事業を行い、障害をお持ちの方々の保健と福祉の向上を図ることを通じて地域社会の健全な発展と公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
市川市行徳駅前四丁目二番地一
西友新浜店
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
青山和子
市川市湊一番一―号
 - 3 変更前の大規模小売店舗の名称
株式会社西友新浜店
 - 4 変更後の大規模小売店舗の名称
西友新浜店
 - 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社西友 代表執行役 木内政雄
東京都豊島区東池袋三丁目一番一―号
 - 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
合同会社西友 職務執行者 野田亨
東京都北区赤羽二丁目一番一―号
 - 7 変更年月日
平成二十一年九月一日
- (一) 大規模小売店舗の名称
平成二十一年九月一日
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
平成二十一年九月一日
- (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
平成二十二年二月一日
- 届出年月日
平成二十二年十一月十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市川市市民経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新北習志野店

船橋市習志野台一丁目一、〇〇六番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社アライビル 代表取締役 荒井慶太郎ほか

船橋市習志野台一丁目三四番一五号ほか

3 変更前の大規模小売店舗の名称

株式会社西友新北習志野店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

西友新北習志野店

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社西友 代表取締役 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

平成二十一年九月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

平成二十一年九月一日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

平成二十二年二月一日

二 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友下総中山店

船橋市本中山二丁目一七番二七号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 大川博士

3 変更前の大規模小売店舗の名称

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

4 変更後の大規模小売店舗の名称

株式会社西友下総中山店

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社西友 代表取締役 エドワード・ジエームズ・カレッジエッスキー

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

平成二十一年九月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

平成二十一年九月一日

平成二十二年九月一日

平成二十二年九月一日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
平成二十二年二月一日

二 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社橋本総業新ビル

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社橋本総業 代表取締役 橋本修

船橋市薬田台六丁目六番六号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社西友 代表取締役 木内政雄

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

5 変更年月日

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
平成二十一年九月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
平成二十二年二月一日

届出年月日

平成二十二年十一月十一日

届出年月日

二 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子商業ビル

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社金子興産 代表取締役 金子守孝

柏市柏字手下九五番地一ほか

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社西友 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジツスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

5 変更年月日

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
平成二十一年九月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
平成二十二年二月一日

届出年月日

平成二十二年十一月十一日

届出年月日

平成二十二年十一月十一日

届出年月日

平成二十二年十一月十一日

届出年月日

平成二十二年十一月十一日

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホームちはら台店

市原市ちはら台南三丁目二番一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称)スーパービバホームちはら台店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

スーパービバホームちはら台店

5 変更年月日

平成二十二年九月十一日

二 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商業観光課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、いすみ市山田土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

いすみ市山田四、七九五番地

元 吉 貞夫

村 杉 俊輝

渡 邊 一

多 田 榮一

七三七番地

長志二、〇〇六番地 吉岡 孝明

山田一〇四番地 子安 孝

四、七七〇番地二 高梨 義孝

一、七六七番地 吉田 一夫

長志二、一〇〇番地 渡邊 光洋

山田二、六二九番地一 薦岡 良治

三、五四三番地 渡邊 英之

一、五〇八番地 齋藤 和

退任監事

いすみ市山田三、〇三八番地 石川 富雄

長志二、〇七六番地 丸川 忠司

山田四、三四一番地 渡邊 政行

就任理事

いすみ市山田七三七番地 多田 榮一

一〇四番地 子安 孝明

二、四〇一番地 齋藤 文彦

一、七六七番地 吉田 一夫

長志二、〇四一番地 平山 嘉之

山田三、三七四番地 渡邊 和博

一、六〇八番地 渡邊 洋雄

四、九二四番地 高梨 耕一

長志二、〇八七番地 多賀 孝雄

山田四、二六一番地 渡邊 善郎

三、四〇七番地二 渡邊 豊博

二、三〇五番地二 関 穂諭

就任監事

いすみ市山田一、〇〇八番地一の二 渡邊 栄一

三、三八八番地一 渡邊 一

千葉県若葉区高品町八九九番地の一高品ハイツ一棟三〇二号 川崎 博

保安林の指定施業要件の変更予定の通知の要旨及び揭示

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百八十九条の規定により、平成二十二年

千葉県告示第七八八号(保安林の指定施業要件の変更予定)に係る同法第三十三条の三に

おいて準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の要旨を次のとおり公告する。

なお、その通知の内容は、次の揭示場に揭示した。

平成二十二年十二月三日

所在が不明な者	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	千葉県知事 鈴木 栄治
安西治平	館山市山荻字外野七二九番	館山市役所
安西勇治	"	"
石井秋之助	"	"
石井覺藏	"	"
石井竹次	"	"
石井つよ	"	"
石井得左工門	"	"
石井鍋次郎	"	"
石井文平	"	"
石井若松	"	"
栗原宗五郎	"	"
黒川為三郎	"	"
鈴木和助	"	"
内藤弥三右工門	"	"

都市計画用途地域に関する千葉県都市計画公聴会の開催
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。
 平成二十二年十二月三日

一 開催の日時及び場所

1 日時
 平成二十三年一月八日 午前十時から

2 場所

佐倉市役所一号館六階中会議室（佐倉市海隣寺町九七番地）
 作成しようとする都市計画の案の種類
 佐倉都市計画区域に係る都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画

三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
 千葉県県土整備部都市計画課及び佐倉市都市部都市計画課
- 2 縦覧期間
 平成二十二年十二月三日から十七日まで

四 公述の申出の方法及び期限等

1 公述の申出の方法
 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事あてに、佐倉市都市部都市計画課（郵便番号二八五―八五〇一 佐倉市海隣寺町九七番地）まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

2 申出期限

平成二十二年十二月十七日

3 公聴会に関する問い合わせ先

千葉県県土整備部都市計画課（電話〇四三（二二三）三三七六）及び佐倉市都市部都市計画課（電話〇四三（四八四）六一六四）

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十二月三日柏市の決定に係る柏都市計画地区計画柏北部中央・北地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十二月三日柏市の決定に係る柏都市計画地区計画柏北部中央・こんぶくろ池東地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十二月三日柏市の決定に係る柏都市計画地区計画柏北部中央・南地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十二月三日柏市の変更に係る柏都市計画地区計画柏北部中央・柏の葉キヤンパス駅周辺地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県
県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第八四十五号に係る柏都市計画都市計画区域の整備、開発及
び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項に
おいて準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において
縦覧に供する。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第八四十六号に係る柏都市計画区域区分の関係図書は、都市
計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二
項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

建設業法に基づく処分

平成二十二年十二月三日

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十二条の規定による廃業の届出があったので、同法第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第八四十七号に係る柏都市計画用途地域の関係図書は、都市
計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二
項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十二年十二月三日柏市の変更に係る柏都市計画高度地区の関係図書の送付があつ
たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法
第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

商号(名称)	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号	取消に係る建設業の種類	取消年月日
アースエネルギー ジャパン株式会社	白井市富士二〇五の一三	千葉 忠	千葉県知事許可(般一〇)第四一三五六号	さく井工事業	平成二十二年十月十八日
安房舗装土木株式会 社	館山市高井九二六	伊藤 季雄	千葉県知事許可(般一九)第三四一四号	塗装工事業	〃
勝美建設株式会社	市川市稲荷木一の二三の 一三	武内 将勝	千葉県知事許可(般一九)第七六二号	大工工事業、タイル・れん が・ブロック工事業、鉄筋 工事業	〃
君島建設株式会社	千葉市美浜区新港九一の 一	君島 住男	千葉県知事許可(般一七)第三四三六一号	土木工事業	〃
株式会社河野工務店	千葉市中央区都町三の一 九の一四	河野 通則	千葉県知事許可(般一八)第九七九六号	土木工事業、建築工事業、 とび・土工事業、ほ装工 事業	〃
株式会社康祐建設	野田市三ツ堀一、一五六	五十嵐 康司	千葉県知事許可(般一七)第四二六〇七号	とび・土工事業、ほ装工 事業	〃

千葉県知事 鈴木 栄治

有限会社後藤設備	千葉県若葉区高品町八九 九の一	後藤 照夫	千葉県知事許可(般一〇〇)第三七〇九九号	事業、造園工業、水道施設 工事	
株式会社佐倉防災	佐倉市新町二二二	秋山 季久榮	千葉県知事許可(般一八)第九三一九号	消防施設工事	
有限会社サン・リビ ング	市原市五井東二の一四の 六	地挽 晃	千葉県知事許可(般一七)第四二九〇八号	建築工事	
太地建設株式会社	印旛郡酒々井町墨一、二 四〇の一	徳永 太一郎	千葉県知事許可(般二二)第二九八四五号	建築工事	
太陽工業株式会社	市原市馬立四一四の一	大曾根 律子	千葉県知事許可(特一八)第一〇五二号	造園工事	
株式会社竹江設計事 務所	鎌ヶ谷市西佐津間一の一 八の一	竹江 文章	千葉県知事許可(般一七)第三〇六六一号	建築工事	
中央産業株式会社	木更津市吾妻二の七の二 〇	杉田 満	千葉県知事許可(般一七)第一二五〇九号	造園工事	
有限会社ディックエ ンジン	松戸市常盤平一の三の二 の四〇三号	吉益 敬介	千葉県知事許可(般二〇)第四一五四三号	さく井工事	
有限会社ところ設備 商会	東金市東新宿五の二	野老 孝之	千葉県知事許可(般一七)第一二九三八号	塗装工事	
株式会社ハイ・テッ ク	君津市西坂田二の六の七	伊藤 盛男	千葉県知事許可(般一九)第四〇一六八号	建築工事	
有限会社光工業	東金市東金一、〇九八の 一	星 芳有	千葉県知事許可(般二〇)第三七五四七号	土木工事、とび・土工工 事、石工事、管工事 業、鋼構造物工事、ほ装 工事、しゅんせつ工事 業、塗装工事、水道施設 工事	
株式会社飛翔工業	松戸市稔台三の三八の二	小浜 浩	千葉県知事許可(般一七)第四二六八六号	石工事	
福山産業株式会社	市川市市川南三の一の一 の	福山 耕二	千葉県知事許可(般一七)第三四三八〇号	電気工事	
朋友建設株式会社	千葉市美浜区幕張西二の 三の一	大塚 勝	千葉県知事許可(特二〇)第三九四九六号	土木工事	
株式会社明健	市川市市川三の九の六	小出 貞夫	千葉県知事許可(般二二)第四〇二〇八号	建築工事	
有限会社山口工務店	船橋市みやぎ台三の一三 の六	山口 正治	千葉県知事許可(般一七)第二七七八四号	建築工事	
有限会社リッチプラン	東金市台方一、三〇〇の 六	片岡 正和	千葉県知事許可(般一七)第四三〇二八号	建築工事、大工工事	

株式会社渡辺工務店	千葉市中央区道場北二の 一〇六一	渡邊 博久	千葉県知事許可(般一八)第九一三三三号	屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	土木工事業、建築工事業、 「」
-----------	---------------------	-------	---------------------	-------------------------------	--------------------

都市計画土地区画整理事業の関係図書
平成二十二年十二月三日柏市の決定に係る柏都市計画土地区画整理事業沿南中央土地区画整理事業の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備課において縦覧に供する。
平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

平成二十二年十二月三日習志野市の変更に係る習志野都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定により、千葉県県土整備部公園緑地課において縦覧に供する。
平成二十二年十二月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基く政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 22 年 12 月 3 日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 地域医療の再生に向けた地域住民と医療関係者・行政の協働推進事業(広報等) 業務委託 一式
 - (2) 調達案件の様式等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から平成 26 年 3 月 31 日まで
 - (4) 履行場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等(入札書及び提案に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「業務提案書」という。)をいう。以下同じ。)を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 予定価格 81,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - (7) 各年度の支払い限度額 入札説明書による。
 - 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託において A 又は B の等級に格付けされている者であること。
 - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和 57 年 12 月 1 日制定)に基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。
 - (5) 入札公告日以前 5 年以内に、「広報・催事・調査」事業など類似業務に関する実績を有すること。
 - (6) 地域医療の再生に向けた地域住民と医療関係者・行政の協働推進事業(広報等)業務委託総合評価委員会の委員が、役員又は従業員として従事していないこと。
 - 3 入札書等の提出場所等
 - (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒2600-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 千葉県健康福祉部健康福祉政策課政策室医療グループ 電話 043(223)2609
 - (2) 入札説明書の交付期間 平成 22 年 12 月 3 日(金)から 15 日(水)まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第 1 号)第 1 条に規定する県の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (3) 入札説明会の日時及び場所 平成 22 年 12 月 9 日(木)午前 10 時 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 旧千葉県警察本部本館 2 階第 7 会議室

- (4) 入札書等の受領期限 平成23年1月18日(火) 午後5時 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室
- (5) 開札の日時及び場所 平成23年1月20日(木) 午前10時 千葉県知事が判断した入札者の方によって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったものうち、総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

5 落札者決定基準

(1) 審査項目及び配点

区分	審査項目	配点	
入札書	入札価格に関する事項	100点	
	事業実施の実現性	80点	
	事業の目標設定	40点	
	事業実施のための手段、手法やアプローチの妥当性・有効性	120点	
業務提案書	事業実施体制の妥当性	60点	300点

(2) 審査項目の評価方法

ア 入札書の評価(入札価格点)は、入札金額が最も低いものを満点とし最低入札価格と入札価格の割合に基づき点数とする(小数点第3位を四捨五入)。

イ 業務提案書の評価(業務提案評価点)は、詳細審査項目ごとに各配点内において絶対評価する。なお、詳細審査項目は、入札説明書による。

ウ 評価値は、入札価格点と業務提案評価点を合計した点数とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書等を入札書等の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

ア 提出期限 平成22年12月15日(水) 午後5時

イ 提出場所 3(1)に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書等、その他入札に関する条件に違反した入札書等は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: A project for the community healthcare renaissance through the civil-medical-official cooperation.

(2) Contract period: From the date of contract to 31 March, 2014

(3) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P. M., 15 December, 2010

(4) Time limit of tender: 5:00 P. M., 18 January, 2011

(5) Contact point for the notice: Health and Welfare Policy Division, Health and Welfare Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2609

第12566号

十

報

張

第

(日) 平成22年12月3日(金)

発行・発行者 千葉県中央区市場町一番一号

千葉 葉 県

定期購読申し込み先

〇四三(一一三三) 一一五二

一部売り申し込み先

〇四三(一一三三) 二六五八